

特定事業所集中減算届出書（別紙1）記載要領

- 1 「80%を超えた法人の有無」
訪問介護等で80%を超えた法人がある場合は「有」を、無い場合は「無」を○で囲む。
- 2 「正当な理由の有無」
「80%を超えた法人の有無」が「有」の場合、正当な理由がある場合は「有」を、無い場合は「無」を○で囲む。
- 3 「正当な理由が有の場合の該当する理由の番号」
「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い」の「3 正当な理由の範囲について」の①から⑦のうち一つを選択して記載する。
- 4 【1 判定期間における居宅サービス総計画数】
それぞれの月で給付管理を行った総数を記載する。（介護予防支援は含まない）
（月遅れ請求の場合は、請求した月でなく実際に給付管理を行った月に記載する。以下同じ）
- 5 【2 訪問介護】
 - (1) 「訪問介護を位置づけた計画件数」
訪問介護を位置づけた計画数を記載する。なお、介護予防訪問介護（総合事業）は含まない。
 - (2) 「サービス事業所法人名」
サービス件数が多い法人名（6か所まで）を記載する。（同一法人ごとの記載とし、系列法人は別法人として扱う。）
 - (3) 「法人ごとの居宅サービス件数」
その法人を位置づけた件数を記載する。なお、1人の利用者が2つ以上の事業所を利用している場合であっても、その法人が同一法人であれば「1」と数える。
 - (4) 「 b/a (%)」（自動算出）
法人ごとの居宅サービス件数の合計数（ b ）を、訪問介護を位置づけた計画件数の合計数（ a ）で割り、小数点第一位まで記載する（小数点第二位を切り上げ）。
 - (5) 「紹介率が80%を超えた場合の、訪問介護事業所名等」
当該法人が運営し、実際に計画に位置づけた訪問介護事業所名を列記する。
- 6 以下、【5 地域密着型通所介護】まで「5 【2 訪問介護】」と同様に記載する。
利用のないサービスについては、空欄のまま構わない。

特定事業所集中減算に係る再計算書（別紙1－2）記載要領

1 「正当な理由」として⑥（サービスの質が高いこと）を選択した場合

- (1) 「長岡市長の認める正当な理由⑥又は⑦」にかかる80%を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記入する。
- (2) 「サービスの質が高い」とする理由を、ア～エの全てについて「はい」か「いいえ」の該当する欄に○を記入する。
- (3) ウについては、サービスの質が向上する体制整備を条件とする加算（※別紙5の対象加算名一覧参照）を言うため、【3「挙証資料」】において当該加算名を記載する。
- (4) エにかかる挙証資料については、【3「挙証資料」】において具体的な記録資料の名称を記載するが、写し等の添付は不要。記録資料は、実地指導の際に確認することがある。
- (5) 当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、【4「再計算」】において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「 b/a 」の分子「 b 」の部分だけで、分母「 a 」からは除外する必要はない。

2 「正当な理由」として⑦「事前相談シート」により認められた案件のある場合

- (1) 「長岡市長の認める正当な理由⑥又は⑦」にかかる80%を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記入する。
- (2) 【2「サービスの質が高い」とする理由】は記載しない。
- (3) 【3「挙証資料」】において、市からの回答が記載された事前相談シートの写しを添付する。
- (4) 当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、【4「再計算」】において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「 b/a 」の分子「 b 」の部分だけで、分母「 a 」からは除外する必要はない。

3 80%を超えて集中した事業所が複数のサービスにある場合

80%を超えて集中した事業所が複数のサービスにある場合は、別紙1－2を適宜コピーして記載し、サービスごとに再計算する。